

社会福祉法人川西町社会福祉協議会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川西町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で規定する役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事
- (4) 理事
- (5) 監事

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- 2 前条第1号から第3号に掲げる役員に対し、別表1のとおり報酬を支給する。
ただし、他の公共機関の常勤の職員を兼ねる場合は支給しない。
- 3 前条第4号から第5号に掲げる役員については、報酬を支給しない。
ただし、法人業務を行う場合に本会の旅費及び費用弁償に関する規程第3条の規定に基づき、費用を弁償することができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(役職員給与規程の廃止)

2. 本会役職員の報酬及び給与規程（平成15年4月）は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

職 名	支給区分	報酬額
会 長	年 額	200,000円
副 会 長	年 額	50,000円
常務理事	月 額	200,000円